

改葬許可申請に必要な書類

◆ 改葬許可申請書・・・別紙のとおり

- ・被葬者（ご遺骨を改葬しようとする故人様）お一人につき申請書が1通必要です。
- ・申請者は、現在の墓地使用者（名義人）ご本人です。

◆ 添付書類

- 1 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等（コピー可）
 - ・被葬者の氏名、生年月日、性別、本籍、死亡年月日を証明するもの。
 - ・申請者と被葬者の続き柄を証明するもの。
- 2 被葬者の埋蔵事実の証明（「改葬許可申請書」下欄）
 - ・現墓地の管理者様に、ご遺骨が埋蔵されている事実の証明を受けてください。
- 3 改葬先が分かるもの（改葬契約書、受入証明書の写し等）
- 4 申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 5 委任状
代理人の方が申請手続きを代行する場合は、以下3点が必要です。
 - （1）申請者が書いた代理人への委任状
 - （2）代理人の身分証明書
 - （3）代理人の方が業者（例：石材店、仏壇店等）の従業員様のときは、身分証明書＋社員証、名刺（原本）等、代理人の方と業者の関係が分かるもの。
- 6 承諾書
ご遺骨が埋蔵されている墓地の使用者（名義人）以外の方が申請者になる場合は、墓地の使用者（名義人）が書いた承諾書が必要です。
- 7 陳述書
ご遺骨が埋蔵されている墓地の使用者（名義人）がお亡くなりになり、使用者の名義変更ができていない場合等に、現在の墓地使用者が申請者になる場合は、その旨を記載した陳述書が必要です。

◆ 手数料 被葬者お1人につき300円

- ・市民課に来庁される場合は、申請時に納付していただきます。
- ・郵送で申請される場合は、郵便局で必要な手数料額分の定額小為替をお買い求めいただき、申請書と添付書類に同封してください。
- ・返信用封筒と返信にかかる郵送料は、不要です。

【問合せ先・送付先】

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号 三木市役所市民課
TEL 0794-82-2000(代) 内線 2377、2359